

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 24 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 周防組**
 住所 **〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地**
 代表者氏名 **代表取締役 周防 沙希**
 電話番号 **TEL・FAX 0743-52-6541**
 FAX番号
 メールアドレス **suougumi.s@gmail.com**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 24 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 周防組

住 所

〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地

代表者氏名

代表取締役 周防沙希

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 周防 沙希 (代表者)	
取締役 田中道弘	
事業の範囲	上下水道、給排水衛生設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 周防組
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地 電話番号 FAX番号 メールアドレス TEL・FAX 0743-52-6541 Suougumi-s@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
竹田 清子	第 39086号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 / 月 24 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考	
切断用機械器具	金切ノコ				
	パイプカッター	13mm～20mm	2		
	パイプカッター	13mm～40mm	2		
	チューブカッター	4.5mm～32mm	2		
	フレキ管カッター	8A～20A	2		
	エンジンカッター	マキタ CH75EBP	1台		
	アスファルト エンジンカッター	マキタ	1台		
加工用機械器具	穿孔機	タブチM型穿孔機	1台	手動	
	サンドペーパー	10番～15番	各2枚		
	金ブラシ	(大) (小)	各2枚		
	ラクベン	RBS-4 SPP	1	電動	
	ネジ切り器	REX13～25mm用	1台		
接合用機械器具	やすり		1		
	トーチランプ	ABT-12	3	(ガスボンベ)	
	パイプレンチ	250	2	(縦、横)	
	パイプレンチ	300	2	(縦、横)	
	パイプレンチ	450	2	(縦、横)	
	モンキーレンチ	150～300	各2		
	カランプライヤー	MPR250	2		
	ドライバー	プラス用	2		
	水圧テストポンプ	本管用レンチ	マイナス用	各3	
		水圧テストポンプ	M12、M16	2	手動
転圧機		タブチ	2		
アスファルト用 プレートランマ		三笠 RT-50	1台		
	三笠 60kg 70kg	各1台			

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 / 月 24 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 周防組

住 所

〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地

代表者氏名

代表取締役 周防沙希

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市外川町292番地
株式会社周防組

会社法人等番号	1500-01-026844		
商号	株式会社周防組		
本店	奈良県大和郡山市外川町292番地		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	令和5年10月25日		
目的	1. 土木工事の施行及び請負 2. 建築工事の施行及び請負 3. 設備工事の施行及び請負 4. 前各号に附帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	周防 篤	令和 6年 1月10日辞任
			令和 6年 1月10日登記
	取締役	周防 沙希	令和 6年 1月10日就任
			令和 6年 1月10日登記
	取締役	田中 道弘	令和 6年 1月10日就任
			令和 6年 1月10日登記

奈良県大和郡山市外川町292番地
株式会社周防組

	奈良県大和郡山市満願寺町533番地27 代表取締役 周防篤	令和 6年 1月10日辞任
		令和 6年 1月10日登記
	奈良県大和郡山市新町316番地1、3-40 3号 代表取締役 周防沙希	令和 6年 1月10日就任
		令和 6年 1月10日登記
登記記録に関する 事項	設立	令和 5年10月25日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 1月11日
奈良地方法務局
登記官

山本秀樹



株式会社周防組 定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社周防組と称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の施行及び請負
2. 建築工事の施行及び請負
3. 設備工事の施行及び請負
4. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を 奈良県大和郡山市 に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

第7条 (株券の不発行)

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

第8条 (相続人等に対する株式の売渡請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主

名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

第11条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。但し、招集通知は、書面であることを要しない。

第14条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第15条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故若しくは支障があるときはあらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第18条（株主総会決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第19条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は5名以内とする。

第21条（取締役の選任）

当会社の取締役は、当会社の株主総会によって選任する。なお、取締役の員数が欠けるときに備えて補欠の取締役を選任することができる。

- 2 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。但し、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。
- 3 取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって行う。
- 4 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

当社の取締役が1名のときは、その取締役を社長とし、当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とし、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

第25条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第26条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に配当する。

- 2 剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第27条（設立の際に発行する株式）

当社の設立に際して発行する株式は、普通株式500株とし、その発行価額は1株につき金10,000円とする。

第28条（設立に際して出資される財産の価額）

当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とし、その全額を資本金とする。

第29条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から、令和6年9月30日までとする。

第30条（設立時取締役）

当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住 所 奈良県大和郡山市満願寺町533番地27
設立時取締役 周 防 篤

住 所 奈良県大和郡山市満願寺町533番地27
設立時代表取締役 周 防 篤

第31条 (発起人)

当社の発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受けた株式の数及びその払込金額は次のとおりである。

奈良県大和郡山市満願寺町533番地27
発起人 周 防 篤
普通株式 500株 金500万円

第32条 (法令の準拠)

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社周防組を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士 野村哲也は、電磁記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年10月17日

発起人 周 防 篤

上記発起人1名の定款作成代理人 司法書士 野村哲也

野村 哲也
デジタル
署名
野村 哲也
日付:
2023.10.24
16:49:26
+09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 令和5年10月25日

公証人：

竹中ゆかり



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 23-1401001002000140

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 竹中ゆかり

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。



令和6年1月24日

原本と相違ありません

(株)国防組

代表取締役 国防 希



第三九〇八六号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

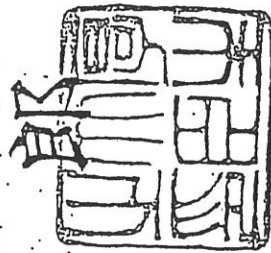
氏名 竹田清子

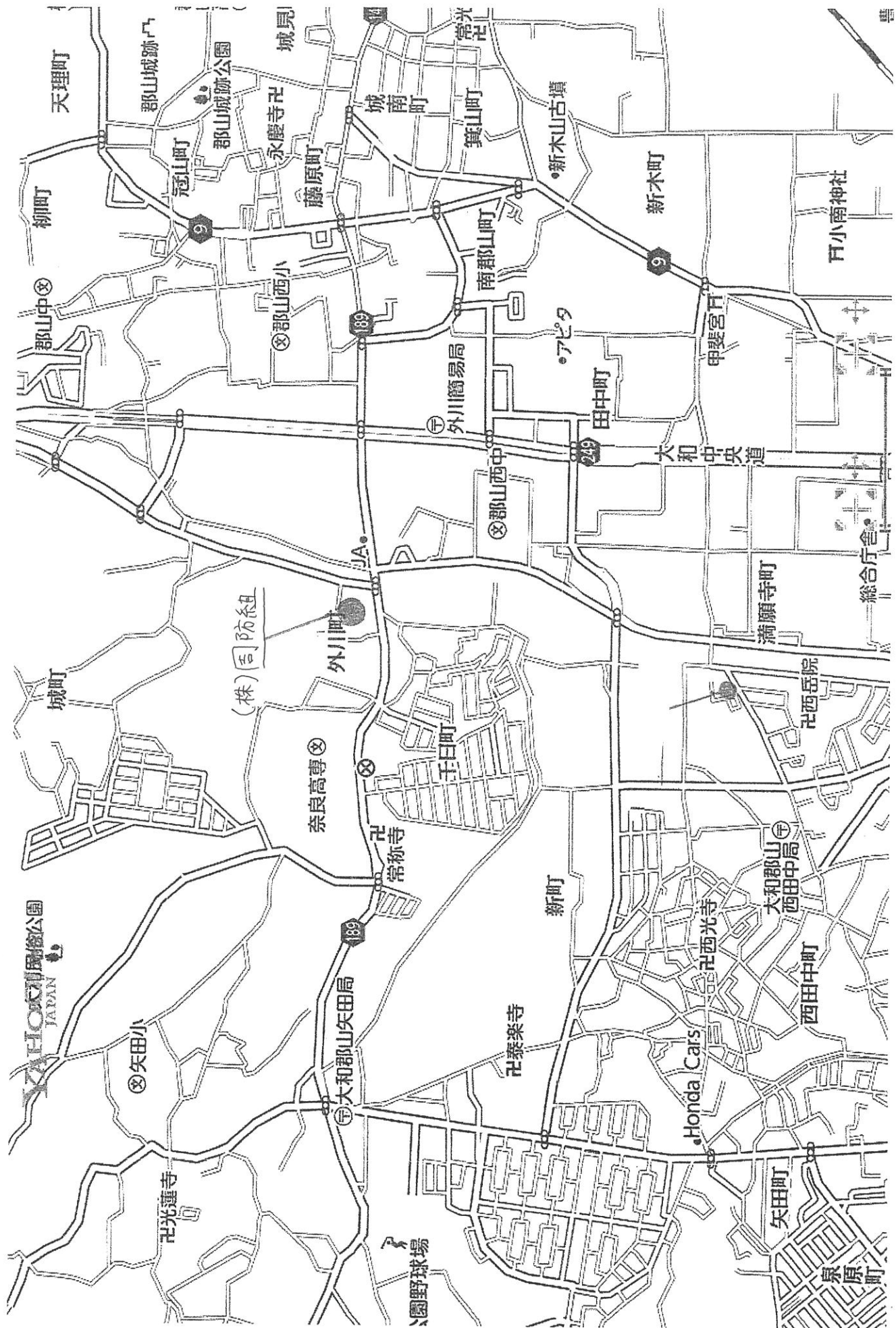
昭和十一年五月十二日生

水道法(昭和十一年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎





天理町

郡山城跡

郡山城跡公園

城見

永慶寺

城南町

箕山町

新木山古墳

柳町

冠山町

藤原町

郡山西小

南郡山町

新木町

戸小南神社

郡山中

郡山西小

外川簡易局

田中町

甲斐宮

729

大和中央道

甲斐宮

総合庁舎

城町

(株)国防組

外川町

奈良高専

春日町

満願寺町

社西岳院

KAHOCHI MUSEUM JAPAN

矢田小

奈良高専

法興寺

春日町

新町

社西光寺

大和郡山

西田中町

法光蓮寺

大和郡山矢田局

法興寺

春日町

法興寺

Honda Cars

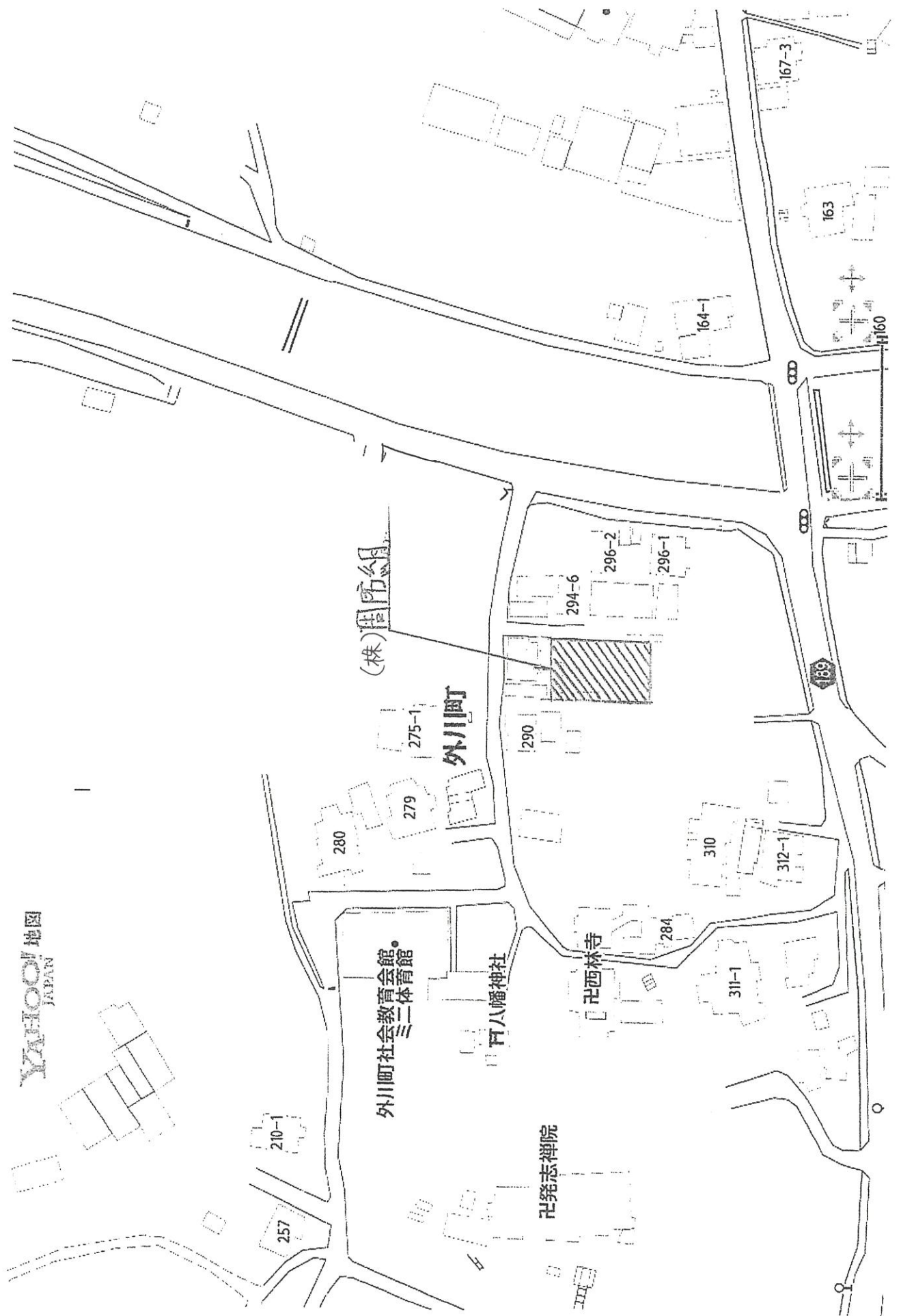
大和郡山

西田中町

公園野球場

矢田町

泉原町



(株) 田防公

外川町

外川町社会教育会館・
三体育館

百人幡神社

西林寺

記発志禅院

189

160

167-3

163

164-1

294-6

296-2

296-1

290

275-1

279

280

210-1

257

310

312-1

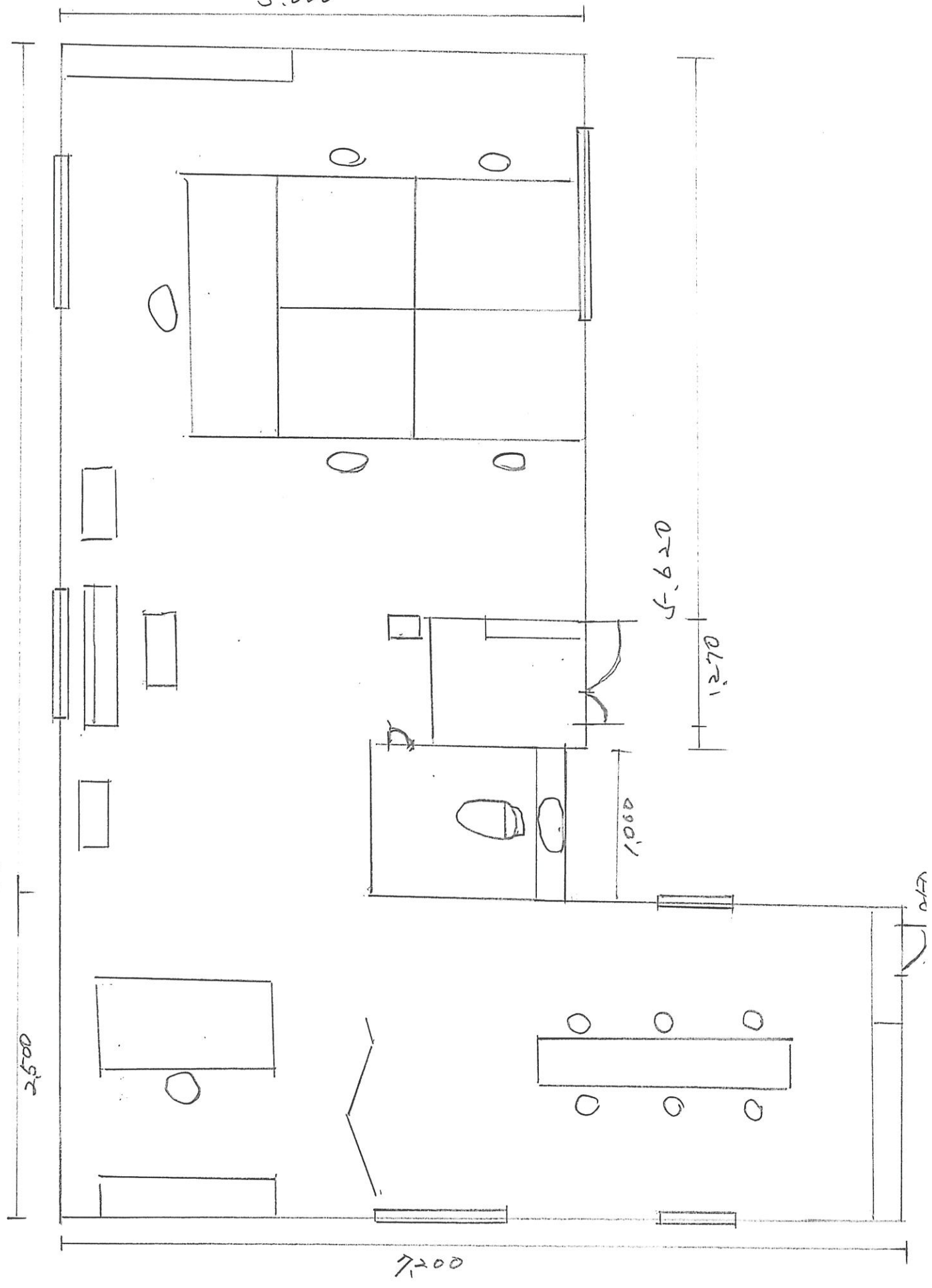
311-1

284

9.100

2.500

5.600

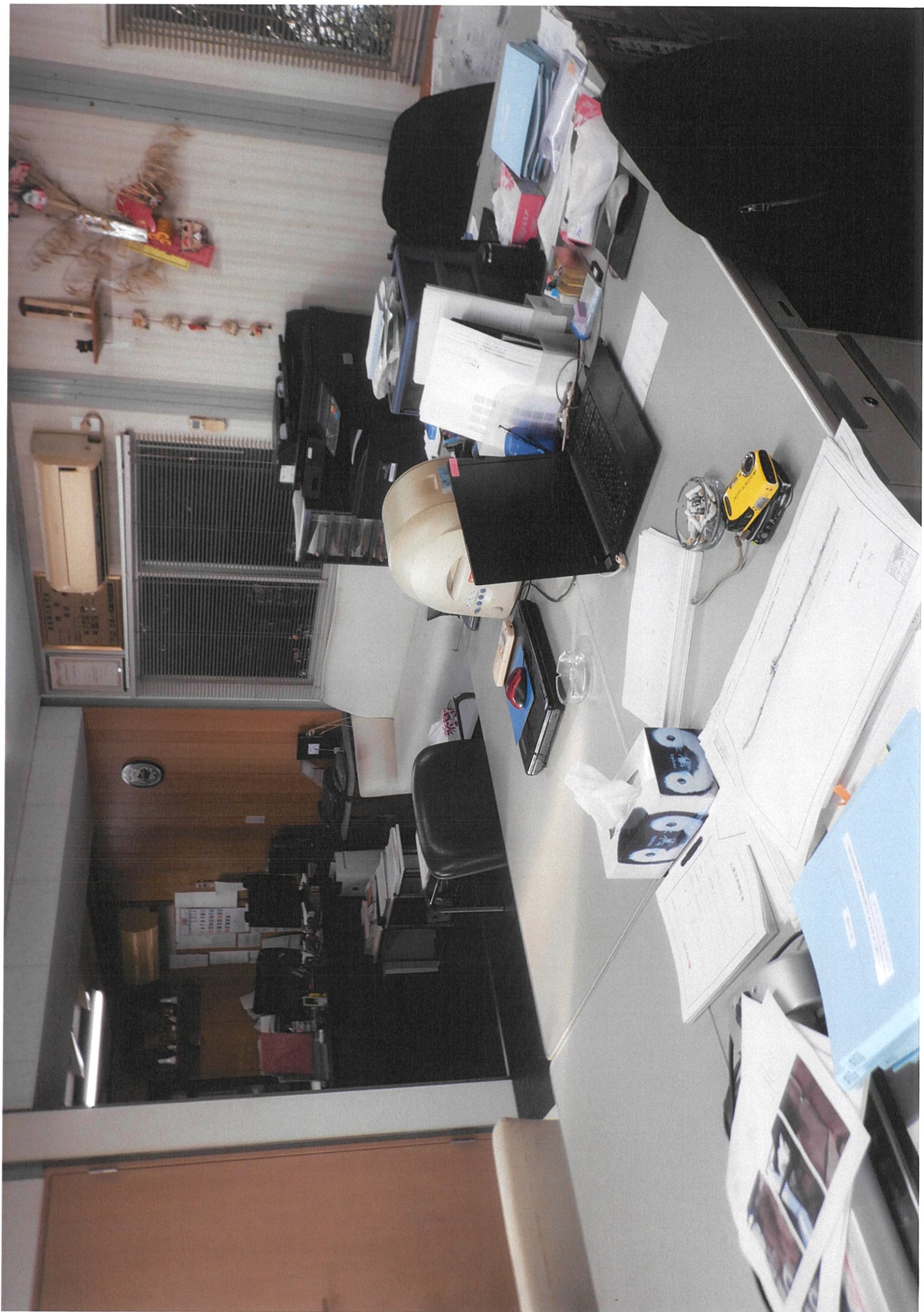




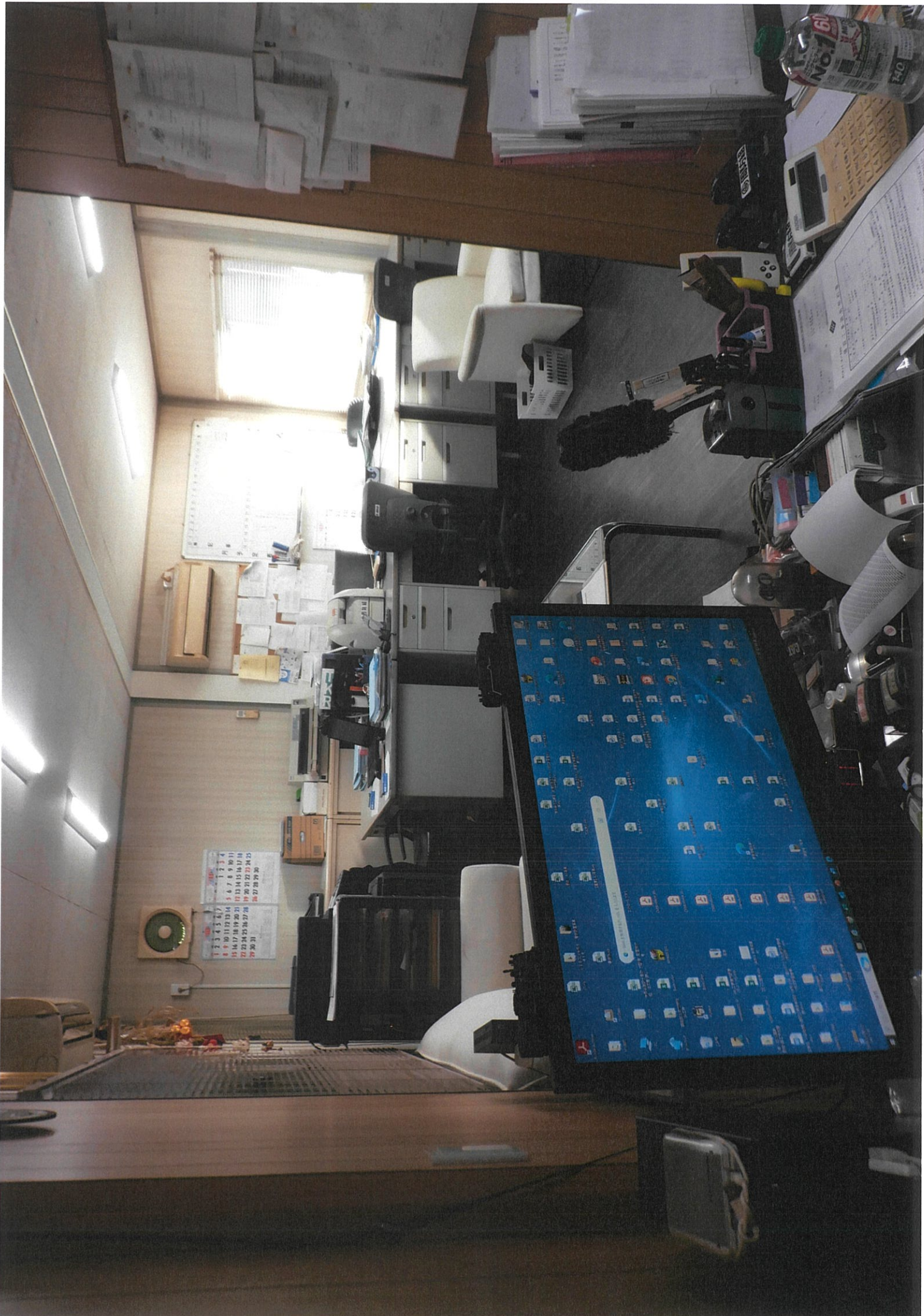














指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 / 月 24 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

スオク グミ
株式会社 周防組
〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地
スオウ サキ
代表取締役 周防沙希
TEL・FAX 0743-52-6541
suougumi.s@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 24 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 周防組
〒639-1052 奈良県大和郡山市外川町292番地
代表取締役 周防沙希

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 周防組	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
タケダ キヨコ 竹田 清子	第 39086 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三九〇八六号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 竹田 清子

昭和十一年五月十二日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

